

区分	内容	窓口課・所管課等
融資に関すること	<p>○生活福祉資金貸付制度</p> <p><福祉費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金の貸付対象とならない災害を受けたことにより臨時に必要な経費 貸付限度額 150万円 ・住宅の増改築, 補修等に必要な経費 貸付限度額 250万円 ・貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.5% <p><緊急小口資金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災により一時的に生活費が必要なとき (生活保護世帯は除く) ・貸付限度額 10万円 ・貸付利子 無利子 	<p>江田島市社会福祉協議会 Tel0823(40)2501</p>
	<p>○緊急生活安定資金貸付</p> <p>[対象]低所得世帯 [限度額]5万円(特例15万円) [利息]無利子 [償還期限]6カ月(特例9カ月)</p>	<p>江田島市社会福祉協議会 Tel0823(40)2501</p>
	<p>○母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度</p> <p>母子家庭の母, 父子家庭の父, 寡婦又は, 40歳以上の配偶者のない女子(所得制限あり)の方で, 災害により住宅が全壊, 半壊等の被害を受けた方のうち次の方への貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の建設, 購入, 改修を行う方 貸付限度額 200万円 ・転宅される方 貸付限度額 26万円 ・貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.0% 	<p>江田島市 子育て支援センター Tel0823(42)2852</p> <p>県西部厚生環境事務所 保健所呉支所 Tel0823(22)5400</p>
	<p>○ 恩給・共済年金担保融資</p> <p>[対象]恩給, 共済年金, 災害補償年金等受給者 [限度額]250万円(恩給年額の3年分以内)</p>	<p>(株)日本政策金融公庫呉支店 Tel0823(24)2600</p>
住まいに関すること	<p>○被災用仮住居の提供(市営住宅)</p> <p>[内容]居住家屋が被害を受け, 居住が困難となった方の一時的な入居先として市営住宅を提供する。</p>	<p>江田島市 都市整備課 Tel0823(43)1647</p>
	<p>○被災用仮住居の提供(県営住宅)</p> <p>[内容]被災者の生活再建のため市町を通じ, 当面の入居先として県営住宅を提供する。 [対象]被災者</p>	<p>県庁住宅課 Tel082(513)4171</p>
	<p>○宿泊施設「鯉城会館」への一時宿泊</p> <p>[内容]被災者の生活支援のため, 一時的な宿泊施設として「鯉城会館」を提供する。[宿泊代無料(食事代有料)] [対象]被災者</p>	<p>地方職員共済組合広島宿泊所 「鯉城会館」 Tel082(245)2322</p>
	<p>○住宅の応急修理</p> <p>被災した住宅の居室, 台所, トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 [対象]災害により住宅が半壊し, 自ら修理する資力のない世帯</p>	<p>県庁住宅課 Tel082(513)4164</p>

区分		内容	窓口課・所管課等
住まいに関する こと	融 資	○住宅金融支援機構災害復興住宅融資 自然災害により被害を受けた方に対する住宅の建設, 購入, 補修に対する資金融資 ・住宅の建設を行う方 ・新築住宅購入, リユース住宅購入を行う方 ・住宅の補修を行う方	(独)住宅金融支援機構 TEL0120(086)353 県庁住宅課 TEL082(513)4164
		○住宅金融支援機構宅地防災工事資金融資 宅地を土砂の流出などの災害から守るために必要な工事の融資制度 ・被災した宅地について, 宅地造成等規制法等に基づく改善勧告又は改善命令を受けた方	(独)住宅金融支援機構 TEL0120(086)353 県庁都市計画課 TEL082(513)4127
ごみの処分に 関すること	土砂等の 処理	○住宅の敷地の土砂等の撤去事業補助制度 早期の生活再建のために, 住宅敷地の所有者又は管理者が事業実施者となり, 有償で業者に依頼し, 建設機械等を行う撤去費用について, 本補助金を交付限度額内で支援する制度。	江田島市 建設課 TEL0823(43)1646
	ごみ等の 処理	○災害ごみの処分 大雨災害で発生したごみについては, 江田島市リレーセンター及び江田島市環境センターに持ち込む場合は無料となります。	江田島市 地域支援課 TEL0823(43)1637
衛生相談に関する こと		○家屋の消毒方法に関する衛生相談	江田島市 地域支援課 TEL0823(43)1637
学 校 に 関 する こと	授業料等の減 額・免除等	○県立広島大学授業料の減免	・広島キャンパス 082-251-5178 ・庄原キャンパス 0824-74-1000 ・三原キャンパス 0848-60-1120
		○県立高等学校の授業料等の減免	県教育委員会 教育支援推進課 TEL082(222)3015
		○私立高等学校などの授業料等の減免	通学している 私立高等学校など
		○大学生等を対象とする奨学金の緊急採用・支援金(10万円), 減額返還・返還期限猶予	(独)日本学生支援機構(JASSO) TEL03(6743)6011
	就学 援助	○高等学校等奨学金 被害による家計急変で就学が困難な場合	県教育委員会 教育支援推進課 TEL082(513)4886
		○義務教育児童・生徒の就学援助 被害による収入急減で学用品費などの負担が困難な場合	江田島市学校教育課 TEL0823(43)1900
	税金の減免等に関 すること	○県税の減免・納税猶予 申告・納付などの期限延長や納税の猶予, 自動車取得税・自動車税・不動産取得税・個人事業税の減免	県庁税務課 TEL082(513)2327 西部県税事務所呉分室 TEL0823(22)5400
○市税の減免・納税猶予 申告・納付などの期限延長や納税の猶予, 税の減免 ○市税証明等の交付手数料の免除		江田島市 税務課 TEL0823(43)1636	

区 分		内 容	窓口課・所管課等
社会保険・納付金の減免等に関すること	医療・介護	○国民健康保険一部負担金の減免または支払い猶予 ○後期高齢者医療一部負担金の減免または支払い猶予 ○後期高齢者医療保険料の減免または納付猶予	江田島市 保健医療課 Tel0823(43)1639
		○介護保険料の減免または納付猶予 ○介護保険サービス利用料の減免	江田島市 高齢介護課 Tel0823(43)1651
	社会福祉	○社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免	○保育園・認定こども園 江田島市 子育て支援センター (Tel0823-42-2852) ○障害者支援施設, 身体障害者更生 援護施設, 知的障害者援護施設 江田島市 社会福祉課 (Tel0823-43-1638) ○養護老人ホーム 江田島市 高齢介護課 (Tel0823-43-1651) ○保育所・母子生活支援施設を除 く児童福祉施設 西部こども家庭センター (Tel082(254)0381) ○軽費老人ホーム (A型, ケアハウス)については 各施設
	障害福祉	○心身障害者扶養共済制度の掛金の減免 市民税が減額または免除の場合に減額	県庁障害者支援課 Tel082(513)3162 江田島市 社会福祉課 Tel0823(43)1638
		○障害者や障害児の介護給付, 訓練等給付及び地域生活支援事業の利用者負担額の減額 ○障害者の自立支援医療, 補装具の費用負担額の減額	江田島市 社会福祉課 Tel0823(43)1638
	児童福祉	○保育料の減免	江田島市 子育て支援センター Tel0823(42)2852
	水道・下水道	○水道料金及び下水道使用料の減免	江田島市企業局水道業務課 Tel0823(42)3311 江田島市企業局下水道課 Tel0823(42)3911
	償還条件の緩和に関すること	○母子・父子・寡婦福祉資金 支払い猶予, 据置期間の延長など	江田島市 子育て支援センター Tel0823(42)2852 県西部厚生環境事務所呉支所 Tel0823(22)5400

区 分	内 容	窓口課・所管課等
償還条件の緩和に関すること	<p>○農業関係制度資金</p> <p>支払い猶予, 据置期間の延長, 償還期限の延長など</p>	<p>県庁就農支援課 Tel082(513)3554</p> <p>県西部農林水産事務所 呉農林事業所 Tel0823(22)5400</p> <p>江田島市 農林水産課 Tel0823(43)1642</p> <p>JA呉 Tel0823(25)1200</p>
	<p>○下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金の徴収猶予</p>	<p>江田島市企業局下水道課 Tel0823(42)3911</p>
その他の生活救済に関すること	<p>○生活保護</p> <p>生活保護世帯の住宅補修費, 炊事用具・食器・被服費・布団類, 学用品費などの支給</p>	<p>江田島市社会福祉課 Tel0823(43)1638</p>
	<p>○児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当</p> <p>住宅や家財などにその価格の1/2以上の損害を受けた場合, 所得制限適用を除外</p>	<p>江田島市 社会福祉課 Tel0823(43)1638</p> <p>(児童扶養手当) 県庁 こども家庭課 Tel082(513)3173</p> <p>(そのほか) 県庁 障害者支援課 Tel082(513)3162</p>
健康管理に関すること	<p>○精神的不安・ストレスに対する心のケア相談や情報提供を行っています</p>	<p>県総合精神保健福祉センター Tel082(884)1051</p>
	<p>○子どものことについて, 不安や悩みなどの相談に応じます</p>	<p>西部こども家庭センター Tel082(254)0381</p> <p>江田島市 子育て支援センター Tel0823(42)2852</p>
ボランティアに関すること	<p>○ボランティアの派遣</p>	<p>広島県被災者生活サポートボランティアセンター 県社会福祉協議会内 Tel082(254)3506</p> <p>江田島市災害ボランティアセンター 市社会福祉協議会内 Tel0823(36)7881</p>
その他の相談等に関すること	<p>○各種相談窓口の照会(県民相談)</p>	<p>県生活センター Tel082(223)8811</p>
	<p>○運転免許証の再交付等</p> <p>豪雨災害で運転免許証を紛失・破損した被災者について, 再交付手数料を免除</p>	<p>広島県警察本部 運転免許課 Tel082(228)0110</p>